

ジエンダー

理想と現実の間——女性に対する暴力と イスラームにおける女性の实像

ザレハ・カマルディン
栗原淑江 訳

イスラーム（教）はしばしば、女性に対して偏見をもっていると認識されていますが、そのような認識は誤ったものではありません。なぜなら、パキスタン、アフガニスタン、サウジアラビアをはじめとする国々で実施されている家父長制的な婚姻関係が、女性が夫に対して従属的な役割をもつことを示しているからです。

こうした認識をさらに悪化させているのが、イスラームの名においていまだに「名誉のための殺人」が行われていることです。たとえば、『デイリーメールUK』

のオンライン版が報告しているように、二〇一二年八月にある男性弁護士が、妹を満員の裁判所の部屋のなかで射殺しました。それを正当化する理由は、その結婚が家族の恥であるということでした。その傷に塩をぬるように、イスラーム世界の多くの地域で、虐待的な夫による搾取や、イスラーム法廷による女性の法的権利、婚姻の権利、財政的な権利をめぐる不当な処置もまた、はびこっているのです。

例としてあげたこれらの慣行は、実は、コーランや

預言者のスナ（ムハンマドの範例・慣行）の原則および精神に反するものです。たとえば、コラン「雌牛（アル・バカラ）章」二二八節や、預言者ムハンマドの最後の説教では、男性も女性も互いに尊敬し保護しあう同等の権利と責任をもつと述べられています。

本日の議論はイスラームがどのように女性を扱っているかについて検討するものですが、男性による女性のもっとも的確な扱い方は、預言者ムハンマドの歴史を通してみることができでしょう。本日の議論でも、主要な典拠として預言者の伝記を取り上げます。というのも、イスラームは預言者の伝記を通して実践され、例証されるからです。実際に行われている慣行が説明された後に、イスラームが女性に対して偏見をもっているという誤った認識が払いのけられ、イスラームおよびイスラームにおける女性の実像が正しく理解されることを望んでおります。

1 はじめに

女性に対する暴力はいたるところにみられます。そ

れは、現代社会のさまざまな次元で現れ、さまざまなやり方で組織化されています。二〇一二年にデリーで起きたギャングによるレイプ（強姦）事件は、女性に対する暴力行為の問題にふたたびスポットライトを当てさせました。⁽¹⁾ インドやバングラデシュのようなアジアのいくつかの国々では、女性は差別、暴力、いやがらせや脅迫の格好の標的となっているのです。女性に対する暴力は、その多次的性格からいって、人権侵害と考えられるだけでなく、ますます目立ちつつある公衆衛生の問題でもあります。

入手できる統計は、女性に対する暴力の発生率が日毎に増加していると警告しています。世界保健機構が行った最近の調査によると、エチオピアと日本の各々およそ七一パーセントと一五パーセントの女性が、親しいパートナーによって身体的および性的に暴行を受けました。また、バングラデシュの農村では、女性の最初の性体験の三〇パーセントが強制されたもの、すなわちレイプ（強姦）であったことが報告されていますが、そういうことを知ると、いつそう心が掻き乱され

ます。⁽²⁾こうした普遍的な現象は、文化的・宗教的・政治的・法的等の多次元的な対応を必要とします。かつて私は、次のように論じたことがあります。

「多くの研究者は、女性に対する暴力を、宗教と文化を問わず女性の人生のすべての局面に関係する普遍的な問題として確認してきたが、それは正しい。女性に対する暴力の特質とその世界的な広がりを理解するための組織的努力がなされたのは、最近のことであるが、女性と暴力をめぐる行動主義と理論構築は急速に進展している。毎年、グローバルな規模で新しい研究が行われ、会議が開催され、革新的なプロジェクトが出現している。これらすべては、女性に対する暴力を理解し、それに立ち向かうための戦略を促進することを目的としているのである」⁽³⁾

女性に対する暴力は、現代社会においてもっとも広くみられる社会的・文化的難問の一つとなりつつあります。それは社会のさまざまな次元で出現しており、一般にレイプ、セクシュアル・ハラスメント〔以下、

セクハラと略記〕、名誉のための殺人、ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力・夫婦間の暴力）を含みます。⁽⁴⁾本報告は、これらの脅威に焦点を当て、文明間対話によって価値観を共有することを通して、女性に対する暴力に宣戦布告することに向けての戦略的な政策の採択を促そうとするものです。

ジェンダーにもとづく暴力がイスラーム諸国で急速に拡大していますが、そのような不適当な態度は、女性の扱い方をめぐるイスラームの理想を必ずしも代表するものではありません。イスラームの理想を通してそれらをつるいにか、比較のためにイスラームの価値観と現代における実践を並置することは、この問題に十分な理解を与え、暴力に対する宣戦布告のための正当な根拠を提供することでしょう。現代社会が平和と調和的共存を実現するためには、家族のレベルであれ社会のレベルであれ、宗教的背景や人種的背景にかかわらず、同じ心をもつ人々が、ジェンダーにもとづいた暴力を確実に過去のものとするために、協働しなければならぬのです。

2 イスラーム諸国における

ドメスティック・バイオレンスの特質と拡大

現代社会において拡大しつつある問題の一つは、しばしばさまざまな年代の女性に向けられるジェンダーにもとづく暴力です。南アジア社会の女性に対する暴力についての理論として注目すべきものは、四つあります。U・ニアツによれば、それは「男性をマッチョな存在とする認識」、「男性優越主義」、「統制の喪失」、そして「影響の置き換え」です。⁽⁵⁾

イスラーム諸国で女性に対する暴力が増加しているのは逆説的なことです。そのことはつねに、イスラームがそのような暴力を容認しているという否定的な固定概念を導いてきました。これは、世界中でイスラームのフェミニズムをめぐる議論を誘発してきた要因の一つです。S・モジャブによれば、「まさに最初から、その議論はイスラームの原理が女性の解放についての思想と矛盾しないかどうかに集中していた」⁽⁶⁾のです。

現代のフェミニズムの言説に対して選択肢を提供す

ることができるイスラームのフェミニズムは、女性の解放やエンパワーメントにいつそう集中する傾向があります。これは、イスラームの女性が抑圧されていて、実際、国家において二級市民あるいは人間以下とさえ考えられているという反証可能な推測を含意しています。⁽⁷⁾ 残念なことに、多くの主流メディアにおいて、こうした偏った概念がイスラームの真の特質を映し出すものとして描かれてきたのです。そして、大部分のイスラーム社会における現実には、そのような議論の誤りを暴くことができず、それゆえイスラームのフェミニズム運動の卓越性を示すこともできないのです。

一部のフェミニストは、女性に対する暴力という増大しつつある災難は女嫌い（ミソジニー）の結果であると考えています。しかし、統計が示すところによると、女性に対する暴力は見知らぬ人によるものに限定されるのではなく、親密なパートナーによる暴力が増加しているのです。これは、多くのイスラーム諸国で認識されてきたことであり、基本原理——イスラームの主要な源泉であるコーランとスンナ——に立ち戻って、

〔表1〕 マレーシアにおける女性に対する暴力の統計（2000—2011年）

警察報告	ドメスティック・ バイオレンス	レイプ	近親相姦	家政婦 への虐待	児童虐待	いじめ・ 暴行	職場における セクハラ
2000	3468	1217	213	56	146	1234	112
2001	3107	1386	246	66	150	1393	86
2002	2755	1431	306	39	123	1522	84
2003	2555	1479	254	40	119	1399	82
2004	3101	1760	334	66	148	1661	119
2005	3093	1931	295	37	189	1746	102
2006	3264	2454	332	45	141	1349	101
2007	3756	3098	360	39	196	2243	195
2008	3769	3409	334	—	—	2131	—
2009	3643	3626	385	—	203	2110	—
2010	3173	3595	—	—	257	2054	—
2011	—	3301	342	—	—	1941	—

Source: Royal Malaysia Police and Ministry of Women, Family and Community Development⁽⁸⁾

最初からやり直し、イスラームの理想を現代の社会に適用するために協調して努力することが要請されます。

マレーシアなどの国々は、正當にバランスのとれた特質と節度を保ったイスラームの原理にそって女性のエンパワメントの最前線に立っています。国内における女性に対する暴力に関する統計はいまだ驚くべきものです。上記の「表1」は、二〇〇〇年～二〇一一年に王立マレーシア警察が追跡した女性に対する暴力に関する統計です。

このように文書化された女性に対する暴力以外にも、文書化されていないか、不十分にしか文書化されていないものも、多数存在します。これは、専門家たちが女性に対する暴力の事例の輪郭を描く際に直面する課題です。ほとんどの場合、報告されていない事例は、利用できるデータに報告されたり文書化されたりしたものよりもはるかに多いのです。

一方、国際的レベルでは、女性に対する暴力のパターンが個々の文化的・宗教的・人種的な伝統を反映することを示しています⁽⁹⁾。特に、アラブ世界には公式な統

計が存在せず、それがアラブ地域における女性に対する暴力の犠牲者に関する研究を妨げてきました。「それは、その地域を研究する人々が、この主題がもつ微妙さや個人的関係性のために直面する困難も含みます」⁽¹⁰⁾。このことは、そのような暴力に関してなぜ公式の統計がないのか、あるいは法廷の記録がないのかを説明しています。

最近、世界中のイスラーム国家で「名誉のための殺人」が増加しています。「名誉のための殺人」は、名誉にもとづく暴力の主要なタイプの一つです。⁽¹¹⁾一年間で約五〇〇〇件の名誉のための殺人が推定され、イスラーム教徒が多数を占めるパキスタンでは、年間一〇〇〇件以上起こっているのです。⁽¹²⁾

「多くの中東諸国とラテンアメリカ諸国では、法廷において『名誉の保護』が制度化されている。父親、夫、兄弟、従兄弟による殺人を許すのである。アラブ諸国では、殺人と身体的暴力は、名誉事件と関連した暴力の形態である。エジプトで二〇〇一年に実施された調査は（二〇〇三年の「女性に対する

暴力をめぐるカイロ会議」で引用されているように）、女性の振る舞いを疑うことが名誉犯罪の七九パーセントを構成し、その一方で、不正行為が九パーセントを構成することを示した。この調査はまた、名誉犯罪の四一パーセントが妻に対して犯され、三四パーセントが娘、一八パーセントが姉妹、七パーセントが女性の親類に対して犯されたことを示した。ヨルダンでは、一九八六年以来、名誉犯罪は女性に対する暴力犯罪の二三パーセントを占めていた」⁽¹³⁾。

こうした行為は、イスラームの基本的な原理とはまったく相いれないのですが、メディアにおいては、伝統的なイスラームの慣習を表現するものとして新たな外見をまとってきました。こうした否定的な反発は、とりわけブログとソーシャルメディア一般で、イスラームのイメージに悪影響を与えてきました。イスラーム社会において、理想と現実の違いを理解することのできない普通の人々を非難する人はいないでしょう。しかし、ひとたびイスラーム教徒が憎むべき行為——特

に出現しつつある社会問題に関連する行為——を持続しているように描かれたならば、人々は容易に、そのような特質が宗教を反映していると思ってしまう傾向があるのです。

3 女性に対する暴力への戦い

——イスラームからのアプローチ

イスラームは、女性に対する暴力と戦うことを目的に、社会における平和的共存を確実にするためのいくつかの厳格な対策を提供してきました。本報告では、女性に対する暴力へのイスラームの対応を、三つの大きな問題に絞って述べたいと思います。名誉のための殺人、レイプ、およびドメスティック・バイオレンスです。

3・1 名誉のための殺人

イスラームは、定められた法に合致するものの以外、いかなる理由があっても生命を奪うことを絶対に認めません。名誉のための殺人も、イスラーム法では許さ

れる行為と考えられてはいません。それは五つのより高い目的の一つに対する著しい違反なのです。コーラン四章九三節には、「信者を故意に殺害した者は、その応報は地獄で、かれは永遠にその中に住むであろう。アッラーは怒ってかれを見はなされ、厳しい懲罰を備えらるる」(日本ムスリム協会訳)とあります。家族の名誉を保つという名のもとで人間を差別的に殺害することは、完全に禁じられているのです。

このことは、アッラーの使徒が次のように述べたという、イブン・ウマルが語った預言者の伝統によって、さらに強化されます。すなわち、「信者は、流すのを禁じられている血を流さない限り、アッラーの慈悲に包まれ続けるであろう⁽¹⁴⁾」と。

ある人がイスラーム法で知られている罪を犯したために殺されると値すると仮定したとしてさえも——名誉のための殺人にはふつうその事例はありません——自分勝手に制裁することは妨げられます。イスラームで定められた処罰は、それらが公開法廷または被告人の率直な告白において証明され、確立されるま

では実施することができません。さらに、個々人がそのような処罰を実施することは許されません。なぜなら、被告人は単に家族に「不名誉」をもたらした家族員だからです。イスラーム法で認められるいかなる処罰も、国家元首あるいは彼の代理人などの権限のある当局によって実施されなければなりません。これは、人々が自由に彼らの手で裁くことが許されたときに社会にもたらされるであろう混沌と無秩序を避けるためなのです。⁽¹⁵⁾

悪を犯したり、家族に「恥をかかせた」りした人の行為を、その人に後悔する機会を与えるために隠すことは、イスラーム法の原則に合致する賢明なことです。これは、イスラームの一般的な態度です。イスラームは処罰よりも許しを支持するのです。このことから、イスラーム学者たちは、現代における名誉のための殺人の慣行は完全なイスラーム法違反であり、禁じられるべきであると宣言することに満場一致で同意しました。イスラーム法において名誉のための殺人が不適切であることを証明する例を示すことは、有益でしょう。

イスラーム社会における名誉のための殺人は、多くの場合、処女による密通を含みます。密通した処女に適用できる法は体罰のみで、罪のない少女を死刑に処することではありません。たとえば被告人が死ぬに値することが証明されたとしても、個々人が自分勝手に制裁を加えることは許されるのでしょうか。

3・2 レイプ

レイプは、実力行使によって女性の名誉を侵害する非常に不快な犯罪であり、イスラーム法ではふつう「*zina*」として知られています。レイプはイスラーム法で厳しく禁じられており、もつとも厳しい処罰が課せられます。それは、罰するためであり、また他の人が同じような性欲をそそのかに陥るのを思いとどまらせるためです。レイプと関連したトラウマ（心的外傷）は、明らかにイスラーム法で定められる処罰の要素とされます。

レイプに関して、イスラームは、重大な抑止力としての処罰をともなった完全な禁止というはつきりした

態度をとります。イスラームは、憎むべき犯罪を恒久化する状況につけこむであろう犯罪者に対して扉を閉めるための、多くの予防的措置をそなえています。それらの措置としては、成熟した人々のための結婚の規定、いじめやセクハラを避けるためにベールを胸まで引き下げようという女性たちへの直接的指示、人間を興奮させるアルコールやすべての危険な薬物の禁止などがあります。これらの予防的措置が実施されている状況で、それでもレイプが行われた場合、犯人はその重大な犯罪に対する報いを受けなければならないでしょう。

レイプに対するイスラームによる処罰は、密通と不倫に対する処罰と類似しています。しかし、レイプの場合、力が用いられ、ナイフなどの危険な武器が使用されるかもしれません。そのため、イスラーム法の専門家は、レイプ犯を無垢の魂の名誉を冒瀆する武装強盗犯として考えるよう提案しました。したがって、レイプ犯に対する処罰は、コーランによれば磔刑を含むかもしれません。コーラン五章三三節には次のように

あります。

「アッラーとその使徒に対して戦い、または地上を攪乱して歩く者の応報は、殺されるか、または十字架につけられるか、あるいは手足を互い違いに切断されるか、または国土から追放される外はない。これらはかれらにとつては現世での屈辱であり、更に来世において厳しい懲罰がある」(日本ムスリム協会訳)

一部のイスラーム法専門家は、名誉を冒瀆された犠牲者に何らかの財政的な賠償も要求しています。⁽¹⁶⁾

3・3 ドメスティック・バイオレンス

イスラームの規定には、ドメスティック・バイオレンスを防ぐことを目標としているものが多数あります。それらは、イスラーム法の主要な原典に記されている紛争回避ならびに紛争解決のメカニズムを含んでいます。イスラームは、いかなる形であれ、いかなる暴力も——とりわけ、家族の関係における暴力——認めず、許すことはありません。

公的な会話のなかで、妻を叩くことに関する問題が取り上げられるとき、イスラームはしばしば中傷され、理論的に攻撃されます。ここで私は、妻を叩いたり虐待したりすることに関するイスラーム法の位置について、一般的な見解を示す必要があるかもしれません。私はこの問題を、別の論文で簡潔に取り上げたことがあります。

「コーランとイスラームの伝統は女性に対する暴力を神学的に容認しているという誤解が、イスラーム世界の一部の地域でドメスティック・バイオレンスが多発している中心的な理由であるとされている。この現象は、社会の深刻な機能障害を反映している。

……一部のイスラーム教徒は、イスラームの教えは特定の状況下で妻に対する暴力を許すと考える。たとえば、トルコのイスラーム聖職者であるケマル・グランは、その著『イスラーム教徒のハンドブック』において、男性は自分の妻たちを叩いてもよいと述べた。他方、『イス

ラームにおけるジェンダーの平等』の著者、ジャマル・バダウィは、女性への虐待を正当化するためにしばしば用いられるコーラン「婦人（アン・ニサーア）章」三四節四についての議論で、次のように述べている。「いかなる状況にあつても、コーランは家庭内暴力または身体的虐待を促さないし、許さないし、大目に見ることもない。極端な状況では、そしてより大きな不都合（たとえば離婚）が起こりそうな場合はつねに、結婚を守る努力において、夫は身体に物理的な危害を与えず、傷も残さないように穏やかに妻を（とんとんと）叩くことが許される」と。

彼は特権を否定はしないが、そのような処置は、正確には懲罰的であるよりは象徴的なものと考
えられると説明しているのである¹⁷。

以上は、ドメスティック・バイオレンスに対するイスラームの立場を要約したものです。イスラームはしばしば、口論や最終的には暴力に至るような婚姻の不一致（*mushtaz*）を解決するために、夫婦間の意見の相違

の処理を行う統合化プロセスのなかに、調停 (sulh) と仲裁 (tahkim) を定めています。イスラームはドメスティック・バイオレンスを許容するために家族内での論争を管理するためのメカニズムを規定している宗教であると考えられることは、イスラームにとって大きな害なのです。

4 イスラームにおける女性の実像

——預言者の先例の考察

今まで、さまざまな形態における女性に対する暴力が増大している結果、イスラームに対する否定的な反発が起こっていることを強調してきましたが、イスラームにおける女性の実像を明らかにするためには、預言者の伝記を一瞥することが適切です。

イスラームにおける女性の真の立場と、なぜ女性たちが男性に比べて社会で高位の地位を与えられなければならないかを示す多くの預言者の先例が存在することとは、いうまでもありません。イスラームが女性に対して偏見をもっているという誤った認識を払拭するため

めには、イスラームとその法が女性の財産権、結婚の権利と人権についていかに扱っているかについて、預言者の先例に特に焦点を当てつつ概念的分析を行うことが必要です。

まず、預言者ムハンマドが最後の説教において行った明白な要請から始めなければなりません。

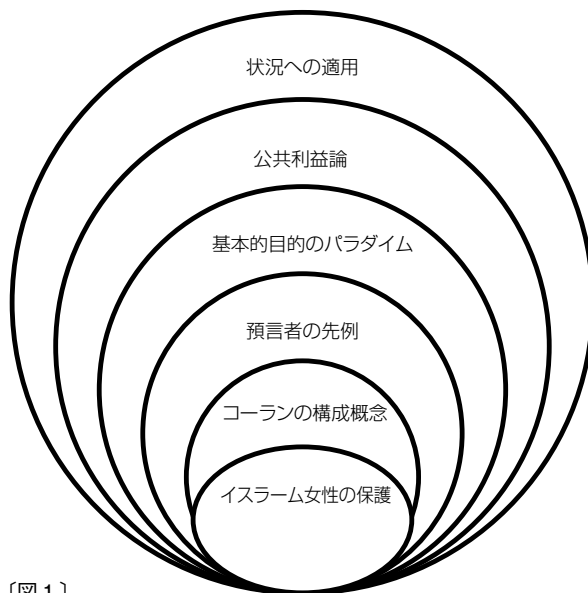
「おお、人々よ。あなたは女性たちに関して特定の権利をもつが、女性たちもあなたに関して権利をもつ。あなたがアッラーの信頼とその許しについてののみ、彼女たちを妻として得たことを思い起こせ。彼女たちがあなたの権利によつてとどまるならば、彼女たちは親切に食べ物を与えられ、装う権利をもつ。あなたの女性たちをよく扱い、親切にせよ。というのも、彼女たちはあなたのパートナー、献身的なヘルパーだからである。そして、彼女たちが、不貞でないことと同じく、あなたが認めないものとは親しくならないことは、あなたの権利である⁽¹⁸⁾」。

この最後の説教は、預言者が亡くなる前、ズル・ヒ

ツジャ（イスラーム暦の二二月）九日、すなわち西暦六三二年三月九日に行われました。この説教の特徴の一つは、イスラーム教徒よりもむしろ人類全体への一般的な言及があることです。⁽¹⁹⁾ 預言者自らによるこのスピーチの内容は、人類全体にとって重要なメッセージでした。これは、預言者が女性の権利について宣言した第一の要綱でした。預言者としての滞在期間を通して、彼がこれらの権利を明確にし、同胞たちに女性を親切に扱うように勧める多くの機会があったにもかかわらず、彼は告別の辞の際に、この点を繰り返して言わなければなりませんでした。というのも、彼は、女性を親切に扱うことが何にもまして重要であることを人類全体に個人的に伝えるためのよりよい機会は、他にはないだろうと確信していたからです。

イスラームにおける女性の実像と、彼女たちの保護を確実にするための多次的な安全装置は、多くのメカニズムにもとづいています。コーランが、コーランの構成概念と呼ばれるものを通してこれらのメカニズムの根本的な基盤を確立する一方で、類似した拘束力

のある歴史的な預言者の先例は、コーランの構成概念を補います。さらに、特にシャリーアのより高い目的を確立して、法律が保護し保存しようとするものを保証する基本的目的のパラダイムが存在します。そうするなかで、公共利益論が、人類に利益をもたらし、あ



〔図1〕

らゆる危害を防ぐための効果を示し始めるのです。

これらの目標が混じり合ったものが、一つの目的を達成します——女性の保護です。これらの目標の状況への適用は、シャリーアを志向する政策の原則にもとづく合理的な政策を実施しようとしします。したがって、イスラーム諸国における現代の政策立案者の目的は、〔図1〕に示されるようなものと思われまふ。

4・1 「女性性」の保護

「女性性」は、イスラームにおいてさまざまに異なる方法で周到に保護されています。女性は娘、姉妹、妻であるかどうかにかかわらず、イスラームにおいて尊敬され、保護されています。女性は男性の対の半分と考えられ、⁽²⁰⁾いかなる形であれ男性に追従しません。母としての女性の保護に関して、アブ・フライラーは次のように述べています。

「一人の男性がアッラーの使徒のところに来て、言った。『おお、アッラーの使徒よ。誰が私のもつともよい仲間として値するであろうか』。預言者は答

えた。『あなたの母親である』。彼は尋ねた。『ほかには誰が?』。預言者は答えた。『あなたの母親である』。彼はふたたびたずねた。『ほかには誰が?』。預言者は答えた。『あなたの母親である』。彼はもう一度たずねた。『ほかには誰が?』。預言者は言った。『そのほかなら、あなたの父親である』と⁽²¹⁾。この預言者の先例は、特に母親を引き合いに出して、イスラームが女性を最高位に置いていることを説明しています。

娘については、イスラームは、イスラーム以前の期間における女児殺しという憎むべき犯罪から少女を解放しました。六世紀におけるイスラームの出現は、世界を揺るがすような前例のない改革をともない、イスラーム以前の時代に一般的であった他の不快な慣行の間で、女児殺しをまったく法律の保護外におきました。現代の非常に先進的な世界において、女児殺し——ときにはジェノサイドあるいはフェミサイドと呼ばれる——という災難が日々増加していることを指摘しなければならぬのは、残念なことです。インドと中国に

おいては、女児殺しと女の胎児殺しの率が増加していることが懸念されています。これは、イスラームでは一四三〇年以上前に完全に禁止された慣行であり、コーランや多くの預言者の先例において明白に禁止が宣言されています。⁽²²⁾

女児について明確な禁止令を宣言したことはさておき、イスラームはまた、とりわけ出産の知らせが伝えられる際に、女性に対する男性の優先性を認めません。⁽²³⁾イスラームが母親を尊敬するのとちょうど同じく、娘もまた、適切な幼児のしつけという親としての特別な役割にかんがみて尊敬されます。預言者の先例について、アブ・サイード・アル・クードリは次のように述べています。「三人の娘か三人の姉妹をもち、あるいは二人の娘か二人の姉妹をもち、彼女たちを十分に世話し、彼女たちに関してアッラーを恐れるものは誰でも、天国に入るであろう⁽²⁴⁾」と。

イスラームの女性像として母親と娘について説明してきましたが、ここで妻の地位について考察することが重要です。⁽²⁵⁾預言者の妻アイーシャが述べたはつきり

とした声明のなかで、預言者がかつて仲間に次のように語ったことが報告されています。「あなたがたの最高の人は、妻にとつて最高である人であり、私は私の妻にとつて最高の人である⁽²⁶⁾」と。本質的に女性たちは、法律が大部分の状況において彼女たちに男性と類似した権利を授けていることから、思いやりをもって扱われることになっています。彼女たちは遺産の相続権をもっていますが、これは他の文明では二〇〇年前までは与えられていなかったものです。また彼女たちは夫を選ぶことができ、自らの財産を得ることもできます。これらのさまざまな権利は、世界の大部分の地域がまだ野蛮な文明をもつ暗闇で荒波にもまれていた期間にあった、イスラーム法で恒久的に確立されたもので、時間と空間の変化によって変えられるものではありません。

さらにまた、一般的な信念に反して、イスラームと反対ではないけれども、法のすべてに関わる統制の対象という点で女性に厳しい文化もあります。預言者の先例は、それを明確に説明しています。ウマール・

ビン・アル・カータブはかつて、次のように預言者に言いました。『私たちクライシシュ族は、よく女性たちを統制したものである。しかし、アンサール（メディナでの援助者）のところに来たとき、私たちは、彼らが女性によつて統制されている民族であることがわかった。それで私たちの女性は、アンサールのやり方を採用し始めた。私は妻に怒り、妻は私と議論をした。私は妻が私と議論するのが好きではなかった。妻は言った。『なぜあなたは、私と議論するのに反対するのですか。アッラーによれば、預言者の妻たちは彼と議論をします……』と』。

男性が女性に厳しくするのを妨げられていることが、この預言者の伝統から確かめることができます。イバン・ハジヤール・アル・アスカラニーによれば、「預言者はアンサールの女性に対するやり方を採用し、彼の身内のやり方をやめた」⁽²⁸⁾のです。この先例の解釈の意味は、預言者が女性に対して思いやりのある容易な方法を選び、法律の範囲内であれば大部分の問題において女性が自らのやり方をもつことを許したということ

です。

5 女性に対する暴力を防ぐための 文明間対話

今まで説明してきたイスラームの原理のいくつかは、他の宗教的伝統にもみられます。したがってここでは、女性に対する暴力を防ぐための文明間対話が要請されます。ほとんどの宗教が共有する価値観にもとづき、女性に対する暴力に共同で宣戦布告することから始める人もいるかもしれません。同じ心をもつ人々が、社会全体に女性に対する暴力を避ける必要性を教えるために、協力する必要があります。こうした広いアプローチは、克服しがたいように見える社会的脅威を解決するために共通の価値観と関心を活用するうえで、助けになるでしょう。

世界の諸宗教と、それらが女性をどう扱っているか、また女性に対する暴力をどのように位置づけているかを詳細に研究すれば、それら諸宗教のスタンスが、ある意味で一致していることがわかります。どの宗教も、

〔表2〕 女性に対する暴力を防ぐためのイスラームの調停

アプローチ	イスラームの調停
予防的措置	・ いかなる危害あるいは報復的危害もまったくあってはならない。男性と女性はい互いの支持者であり、彼らの誰もが他を害してはならない。 ・ イスラームにおける女性の特別な地位。女性たちは娘、姉妹、妻、母親として、重要な位置を占めており、壊れやすい容器のように保護され、守られなければならない。
矯正的措置	・ 犠牲者を保護し、社会全体への抑止力として犯罪者を厳しく罰せよ。 ・ 犠牲者に、シェルターや他の財政援助を通して私有財産として所有される補償を与えよ。
文明間的努力	・ 同じ価値観を共有する世界の同じ心をもつ人々との共同の努力が、イスラームにおいて奨励される。 ・ 異なる文明からの協調した努力は、境界を越えて移植可能な卓越した政策の枠組みをもたらすかもしれない。
法／政治	・ 女性に対する暴力と闘うために、持続可能な政策と法を制定することが重要である。 ・ 社会で女性を保護しようとするイスラーム原理を成文化する動きは、イスラーム社会における理論と慣行の間のギャップを埋めるのに必要である。
メディア	・ 上記のステップは、イスラームに対する否定的なステレオタイプ化とメディアの反発をなくす枠組みという結果をもたらす。 ・ イスラームの名において続けられているいくつかの厄介な慣行に対するムスリム自身の認識を修正するために、ソーシャルメディアやブログ・コミュニティを利用すること。

女性に対する暴力を許していません。それゆえに、これを文明間対話および異文化・宗教間の議論の出発点とすべきでしょう。

その対話は、第一に、いかにしてイスラームに対する度が過ぎたメディアの反発を払いのけるか、第二に、この増大しつつある脅威に対して、大部分の国の政策決定過程に影響を与えるような確固たる見解・論拠を形成するために、いかに協働するかについてのものです。

一般にイスラームは、人々に利益を与える先触れであろうとします。それゆえに、女性に対する暴力のようなカギとなる社会的問題に対処する方向への努力がなされているのです。さまざまなアプローチが構想される一方、女性に対する暴力の場合、イスラームの

調停もさまざまな方向で組織化されています。〔表2〕で示されるように、それらは予防的措置から、矯正的措施、文明間の努力、法と政治までの範囲をもち、女性に対する暴力に関するイスラームの立場についての誤った認識を払いのけるために代替的なメディアを提供することを含みます。

6 結論

以上、イスラームにおける女性の実像と、女性を生身のいろいろな段階で保護するためのさまざまなメカニズムを明らかにしようと試みてきました。今まで説明してきたように、イスラームは単なる宗教的儀礼を超えたものです。それは、人類のための利益 (*masalih*) を率先して追求し、悪または危害 (*darar*) をもたらすすべての手段を封じ込めるような、完全な生活様式なのです。

したがって、イスラームにおいては、女性に対する暴力は厳しく禁じられています。しかし、パキスタン、アフガニスタン、そしてサウジアラビアにおいてすら、

イスラーム諸国に流布している傾向が、イスラーム社会での女性の卑屈な役割についての一般的な認識を形づくった家父長制的な婚姻の関係を推進してきたことは認めなければなりません。

イスラーム社会におけるそうした傾向にもかかわらず、人々は、イスラームの理想と現実の間に紛れもない矛盾が存在するという事実を避けてはなりません。文明間対話が効果を示し始めるのは、こうした理由からです。女性に対する暴力といった厄介な現象と闘うために、ひとたびすべての精神が結びつくならば、現在、より多元宗教的・多民族的・多文化的になっている私たちの社会は、長い目で見れば持続可能な平和、調和的な共存へと導かれるでしょう。極東から西洋にいたるまで、大部分の都市を「民族・文化のるつば」にしてきた、世界にわたって吹いている多様性への変化の風が存在することが認められなければなりません。

女性に対する暴力の増加を抑えるために、文化的、人種的、宗教的な背景全体に橋を架けるよりよいときは、今においてありません。他の宗教的・文化的背景

をもつ人々が平和、調和と愛についての独特の宗教的価値観を思い起こすとき、人々が正しく考え始めるのは必然的なことです。とりわけ、共有されたこれらの価値観が認められ、適切に認識されたならば、そのような脅威を削減する上での法の役割は大いに促進されるでしょう。したがって、完全な生活様式としてのイスラームが、単なる宗教的な儀式を超えたものであり、より人類の幸福に関するものであると結論することは適切なことでしょう。それゆえに、女性に対する暴力は完全に禁じられているのです。

注

- (1) Gardiner Harris, "Murder Charges Are Filed Against 5 Men in New Delhi Gang Rape", *The New York Times*. (Accessed on 3 January 2013).
- (2) World Health Organization, *WHO Multi-country Study on Women's Health and Domestic Violence against Women*, November 2012, at <http://www.who.int/mediacentre/factsheets/fs239/en/> (Accessed on 12 February 2013).
- (3) Zaleha Kamaruddin, "Violence Against Women in the Muslim Communities", *International Journal of Muslim Unity*,

vol. 5 (1) (2007), pp. 122-123.

- (4) Lori L. Heise, "Violence Against Women: An Integrated, Ecological Framework", *Violence Against Women*, 4 (June 1998), pp. 262-290.
- (5) U. Niaz, "Violence against women in South Asian Countries", *Arch Womens Ment Health*, vol. 6 (2003), p. 180.
- (6) Shahrzad Mojab, "Theorizing the Politics of 'Islamic Feminism'", *Feminist Review*, No. 69, The Realm of the Possible: Middle Eastern Women in Political and Social Spaces (Winter, 2001), p. 127.
- (7) Zaleha Kamaruddin, Abdul Haseeb Ansari & Umar A. Oseni, "Equality Clause of Modern Constitutions: Women and Islamic Law", *Journal of Islamic Law Review*, vol. 8 No. 1 (2012), pp. 33-63.
- (8) インドのナンミン・データを参照のうえ。"Police Statistics on Violence against Women 2000 - 2011", *Women's Aid Organization*, http://www.wao.org.my/Police+Statistics+on+Violence+against+Women+2000+-+2011_64_5_1.htm (Accessed on 12 February 2013).
- (9) 多元的な社会問題に関する次の議論を参照のうえ。Natalie J. Sokoloff and Ida Dipont, "Domestic Violence at the Intersections of Race, Class, and Gender: Challenges and Contributions to Understanding Violence Against Marginalized Women in Diverse Communities", *Violence Against Women*, 11 (January 2005), pp. 38 - 64.

- (10) Nora Almosaed, "Violence Against Women: A Cross-cultural Perspective", *Journal of Muslim Affairs*, Vol. 24, No. 1, (April 2004), p. 76.
- (11) 名誉にもとづく他の暴力の形態としては、名誉による自殺、強制された結婚、誘拐と投獄、強制された妊娠中絶、処女膜再生などがある。
- (12) "Statistics and Data", Honour-based Violence Network, at <http://hbv-awareness.com/statistics-data/> (Accessed on 12 February 2013).
- (13) Nora Almosaed, "Violence Against Women: A Cross-cultural Perspective", *Journal of Muslim Affairs*, Vol. 24, No. 1, (April 2004), p. 74.
- (14) Related by Al-Bukhari. See Muhammad Muhsin Khan, *The Translation of the Meanings of Sahih Al-Bukhari* (Arabic-English), Riyadh: Darussalam, 1997.
- (15) Ibn Muflih, Muhammad, *Al-Furu'*, Beirut: Dar al-Kutub al-'Arabi, 2002, vol. 6, p. 53. Also see Al-Maustalah Al-Fiqhiyah Al-Kuwaitiyah, 2nd Ed. Kuwait, Ministry of Awqaf and Islamic Affairs, 1983, vol. 5, p. 280.
- (16) Al-Muntaha Sharh al-Muwata', vol. 5, pp. 268-269.
- (17) Zachea Kamarduddin, "Violence Against Women...", pp. 124-125.
- (18) Ibn Hisham, 'Abd al-Malik, *The Life of the Prophet*, Beirut: Dar al-Kutub al-'Ilmiyah, 1990.
- (19) Colin Turner, *Islam: The Basics*, New York: Routledge, 2006, pp. 35-36.
- (20) これは、預言者の言葉として報告された、「女性は男性の双子の片割れである」というものである。このハディースは Abu Dawud in his Sunan, 236, from the hadith narrated by 'Aishah, に関連する。
- (21) このハディースは ' Bukhari. See Muhammad Muhsin Khan, *The Translation of the Meanings of Sahih Al-Bukhari* (Arabic-English), Riyadh: Darussalam, 1997. に関連する。
- (22) コーラン六章「家畜 (アル・アンアーム)」一五一節には次のようにある。「困窮するのを恐れて、あなたがたの子女を殺してはならない。われは、あなたがたもかれらをも養うものである。また公けでも隠れていても、醜い事に近付いてはならない。また、アッラーが神聖化された生命を、権利のため以外には殺害してはならない」(日本ムスリム協会訳)。また、コーラン一七章「夜の旅 (アル・イスラウウ)」三一節には、「貧困を恐れてあなたがたの子女を殺してはならない。われはかれらとあなたがたのために給養する。かれらを殺すのは、本当に大罪である」(同訳)とある。
- (23) コーラン一六章「密峰 (アン・ナフル)」五八・五九節には次のようにある。「かれらの一人に、女(児の出生)が知られると、その顔は終日暗く、悲しみに沈む。かれが知らされたものが悪いために、(恥じて)人目を避ける。不面目を忍んでそれをかかえているか、それとも土の中にそれを埋めるか(を思い惑う)。ああ、

- これらの判断こそ災いである」(日本ムスリム協会訳)。
 (24) このハディースは Ibn Hibban in his *Sahih*, vol. 2, p. 190.
 に関連する。
 (25) イスラームにおける女性の立場、とくにその権利と義務についてのさらなる議論のためには、以下のものを参照のべ。Zaleha Kamaruddin, Abdul Haseeb Ansari & Umar A. Oseni, "Equality Clause of Modern Constitutions, Women and Islamic Law", *Journal of Islamic Law Review*, vol. 8 No. 1 (2012), pp. 33-63.
 (26) Related by al-Tirmidhi. Al-Tirmidhi, 'Isa Muhammad ibn Sawrat, *Shama'il al-Muhammadiyah*. Beirut: al-Yamamah lil-Tiba'ah wa al-Nashr wa al-Tawzi, 2009.
 (27) 日本語訳を参照。Bukhari. See Muhammad Muhsin Khan, *The Translation of the Meanings of Sahih Al-Bukhari* (Arabic-English). Riyadh: Darussalam, 1997. に関連する。
 (28) Ibn Hajar Al-Asqalani, *Fath al-Baari Sharh Sahih Al-Bukhari*, Cairo: Dar al-Hadith, 2004, vol. 9, p. 291.

(Zaleha Kamaruddin / マレーシア国際イスラーム大学学長)

(訳・くりはら としえ / 東洋哲学研究所主任研究員)